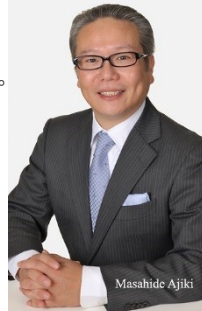




未来の安心のために、
不動産の相続への問題解決について、
提案、実行致します。

株式会社 アセット・アドバイザー

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
 ニューステイトメナ-833号室 (〒151-0053)
 Tel: 03-6240-2300 Fax: 03-6240-2301
 Mail: info@asset-adv.co.jp
 Web: www.asset-adv.co.jp



AA通信

2015年(平成27年)1月1日 第 48 号

新たな年を迎え、皆さまとの変わらぬご縁に、心より感謝申し上げます。
 旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 本年も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。 2015年(平成27年)元旦

☆☆☆ 通信トピックス ☆☆☆

■ ■ 元旦から改正された税制について ■ ■

■平成27年1月1日を迎え、相続税と贈与税の改正が実施されました。他にも関連する改正がありますので、改めて、その改正内容の確認をしたいと思います。

【相続税の改正】

■基礎控除の減額 ⇒ 相続税の計算上で、遺産から差し引ける基礎控除が4割削減されました。定額控除が3000万円、相続人一人当たりに乗じる金額が600万円です。仮に、遺産8000万円を3人の子どもが相続する場合、昨年までは、基礎控除が8000万円あって相続税額が0円でした。今年からは、3000万円+600万円×3人=4800万円が基礎控除です。したがって、前記の場合では、相続税が330万円発生します。

■税率構造の変更 ⇒ 累進課税の税率構造に45%と55%が加わりました。ただし、遺産を法定相続で分けたと仮定して、45%は2億円超、55%は6億円超に該当する税率ですので、影響のある方は少数です。

■小規模宅地の拡充 ⇒ 被相続人の居住や事業用の土地は、一定要件を満たせば小規模宅地等の特例により、土地の評価を80%も減額できます。居住用の

面積は330㎡まで上限面積が増え、事業用の土地と完全併用できるようになりました。二世帯住宅への適用緩和もあって、相続税対策では利用したい特例です。

【贈与税の改正】

■子孫への暦年贈与 ⇒ 毎年110万円まで非課税の暦年贈与は、相続税と同じ税率構造に変更です。さらに、子や孫への贈与は、5-10%税額が低くなりました。

■孫も相続時精算課税制度 ⇒ 相続税を納める際に精算する前提で、先に贈与しても2500万円までは贈与税を支払わなくてよい制度について、贈与者の年齢を60歳以上に引き下げ、20歳以上の孫を加えました。

【譲渡所得税の改正】

■相続税の取得費加算 ⇒ 相続税の納税のために、相続した土地、建物、株式等を一定期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算して譲渡所得税の負担が軽減されてきました。改正で、この軽減が縮小されました。譲渡所得税の負担が増える方がでてきました。

■相続対策は「納税対策」「分割対策」「節税対策」の順番で考えます。増税と聞いて節税ばかりを考えがちですが、相続の全体像を把握した対策を勧めます。

遺産額と相続人による相続税額(万円)の増加

遺産額	配偶者	子供1人		子供2人		子供3人	
		増税前	増税後	増税前	増税後	増税前	増税後
5,000万	あり	0 →	40	0 →	10	0 →	0
	なし	0 →	160	0 →	80	0 →	20
8,000万	あり	50 →	235	0 →	175	0 →	138
	なし	250 →	680	100 →	470	0 →	330
1億	あり	175 →	385	100 →	315	50 →	263
	なし	600 →	1,220	350 →	770	200 →	630
1億5千万	あり	600 →	920	463 →	748	350 →	665
	なし	2,000 →	2,860	1,200 →	1,840	900 →	1,440
2億	あり	1,250 →	1,670	950 →	1,350	813 →	1,218
	なし	3,900 →	4,860	2,500 →	3,340	1,800 →	2,460

贈与額と受贈者による贈与税額(万円)の変化

贈与額	増税前	増税後	
		直系卑属以外	直系卑属(※)
300万	19	→	19
500万	53	→	53
800万	151	→	151
1,000万	231	→	231
1,500万	470	↘	451
2,000万	720	↘	695

(※ 直系の親族において後の世代にある血族。子や孫。)

■ ■ ■ 夕刊フジの連載(火曜日)が延長! ■ ■ ■

■ ■ ■ 就業支援団体への業務依頼を継続中 ■ ■ ■

■フジサンケイGroupの《夕刊フジ》で、『激変! 相続税に備える。』と題して、毎週火曜日に連載しています。当初は年内終了予定でしたが、今年3月まで延長のお話を戴きました。1月6日から13回の連載です。火曜日の昼過ぎには、駅売店やコンビニで購入できます。みなさまに読んで戴ければ幸いです。国際フォーラムの相続セミナーの夕刊フジ優待も継続します。(詳細はHPで)



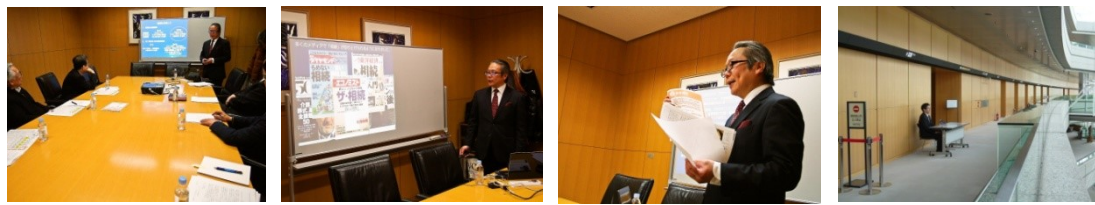
■障がい者やニートなど、就労困難者の就業支援や就業訓練を行う団体、NPO法人FDA (Future Dream Achievement / 夢を叶える)から感謝状を戴きました。僅かで恐縮ですが、定期的な業務依頼が理由だそうです。FDAの方々の仕事への態度がとても真摯です。仕事への感謝の態度は、私も学ぶことが多くあります。



株式会社アセット・アドバイザーの相続対策セミナー

『相続対策を成功させる8つのステップ!』

「事例に驚かされ、わかり易く相続対策の基本が学べる!」と、ご来場者に喜んで戴き、好評開催中です!



平成26年1月29日(水)、2月19日(水)、3月19日(水)、4月23日(水)、5月21日(水)、6月18日(水)、7月19日(土)、8月20日(水)、**好評終了!**
平成26年9月17日(水)、10月25日(土)、10月29日(水)、11月26日(水)、11月29日(土)、12月17日(水)、12月20日(土)

- 開催日: 1月21日(水) 10時10分受付 -G506会議室-
1月24日(土) 10時10分受付 -G506会議室-
2月18日(水) 10時10分受付 -G606会議室-
2月21日(土) 10時10分受付 -G606会議室-
3月14日(土) 10時10分受付 -G606会議室-
3月18日(水) 18時30分受付 -G506会議室-

会場: 東京国際フォーラム ガラス棟会議室
千代田区丸の内3丁目5番1号 (〒100-0005)

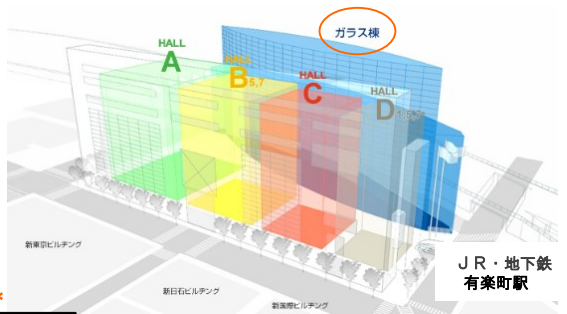
参加費: 5,000円 (1名様、事前銀行振込、親族2名様は8,000円)
◇振込先等の情報は申し込み後にお知らせします。
◇当日ご持参の場合は6,000円 (1名様、親族2名様10,000円)
※夕刊フジ優待あり。詳細はホームページをご覧ください。

定員: 各回4組様限定、計8名様まで
時間: セミナー60分、昼12時or夜21時終了(相談時間含)
申込先: FAX 03-6240-2301

Mail info@asset-adv.co.jp

※ご注意: 参加人数に限りがありますので、お申し込みを戴いても先約のお客様があって、お断りする場合があります。

** 以下の必要事項を記載のうえ、FAX(03-6240-2301)でお申し込みください。 **



お名前	ご住所
お電話	E-mail @

※ 月 日()のセミナーに 名で申し込みます。

※ 個人情報の保護に関する方針 ⇒ 上記に記載して戴きましたご連絡先等の個人情報は、当該セミナーへの参加を再確認する、案内状等を送付するなどの目的以外に使用する事はありません。詳しくは当社ホームページ記載のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する方針)をご参照下さい。(「株式会社アセット・アドバイザー」ホームページ <http://www.asset-adv.co.jp/>)

《JR線》
有楽町駅より徒歩1分
東京駅より徒歩5分(京葉線東京駅とB1F地下通路で連絡)
《地下鉄》
有楽町線 : 有楽町駅(B1F地下コンコースにて連絡)
日比谷線 : 銀座駅より徒歩5分/日比谷駅より徒歩5分
千代田線 : 二重橋前駅より徒歩5分/日比谷駅より徒歩7分
丸ノ内線 : 銀座駅より徒歩5分
銀座線 : 銀座駅より徒歩7分/京橋駅より徒歩7分
三田線 : 日比谷駅より徒歩5分